

芽室町図書館 館内掲示物取り扱い要領

図書館内の掲示物について以下のとおり取り扱う。

(芽室町図書館設置及び管理条例施行規則第 22 条、23 条、24 条参照)

■ 掲示について

芽室町図書館へ掲示依頼をする際は、館内掲示申込書を提出すること。
掲示依頼は「掲示物の取り扱いについて」を了承の上で依頼すること。

■ 掲示物の取り扱いについて

掲示場所は指定できない。

掲示期間は最大1カ月とし、状況により短縮することがある。ただし公的機関が発行するものや後援及び協賛等のものは除く。同一掲示物の延長は認めない。

掲示物は原則図書館が処分する。

汚損・破損があっても図書館は掲示物の弁償をしない。

■ 館内で掲示できるもの

1. 公的機関(町・道・国)が発行するもの。
2. 町内で開催するもの、もしくは町内の個人・団体等が主催のもの。
3. 十勝管内で開催するものかつ、公的機関が後援及び協賛等のもの。
4. 開店のお知らせやサークル紹介など、町内の各種情報。

※ただし、以下の「館内掲示できないもの」に該当する場合は除く。

■ 館内掲示できないもの

1. 政治、宗教、物販、求人、遊戯施設、風俗に関するもの。
2. 誹謗中傷、反社会的内容のもの。
3. 掲示目的及び内容が不明確なもの。
4. 掲示依頼者または責任者が特定できない、もしくは連絡先等が不明のもの。

要領に記載のない案件が発生したときは条例規則に基づき取り扱うこととする。